

第3章 自助グループ運営・連絡会議

I. 目的

自助グループ運営・連絡会議では、交通安全対策に係る講義、自助グループの必要性の再確認に係る講義、自助グループの取組に係る情報交換、遺族の心理的症状と治療に向けた取組に係る講義及びグループワーク、その他必要なプログラムを通じて、「交通事故被害者等の回復のための自助グループ活動」を支援することを目的とする。

本報告書で扱うファシリテーターについて、一般的にはファシリテーターとは、「議論を促す役割を備えた司会進行役」のことであるが、自助グループにおけるファシリテーターは、一般的な会議のファシリテーターとは異なり、「参加者それぞれが経験したつらい思いを受け止めながら、できるだけ参加者が安心して話すことができるよう、一人ひとりに配慮しながら話題を調整していく立場にある人」のことを指す⁵。

なお、本年度新規に取り入れられた試みとしては、3点挙げられる。

1点目は、会議の冒頭においてオリエンテーションの時間を設け、参加者の自己紹介を行なったことである。それぞれの参加者が、どの支援機関で、どのような支援を行なっているのかについて、最初に明確にされていたほうが、後のプログラムが進めやすいのではないかという考えから自己紹介を行なうこととした。

2点目は、参加する団体について、交通事故被害者等を支援している団体を対象としたことである。交通事故による被害者の支援という共通の経験を持つ人々により、自助グループ活動について議論していただくことにより、相互の理解や議論がより深まると考え、今年度の参加団体については交通事故被害者等を支援している団体に限定することとした。

3点目は、会議の内容を充実させるため、交通事故被害者等の支援団体について、その活動内容及び会議に参加する目的等を事前に確認し、参加する団体の方向性を揃えたことである。支援団体（特に交通事故の被害当事者団体）については、その設立目的が団体により異なるなど、多様な団体が存在するため、参加団体は「交通事故被害者等に係る自助グループ活動等を通して、被害者の精神的な支援を行なっている団体、もしくは、行おうとしている団体であり、かつ、本会議に参加する動機が本会議の趣旨と一致する団体」とした。

以上の3点を踏まえ、本年度の会議については、交通事故の被害支援に特化したプログラム構成とした。

II. 出席者

本年度の参加者は、自助グループ活動を支援している「被害者支援センターの支援員ま

⁵自助グループやファシリテーターの詳細については、内閣府作成による「交通事故被害者等の自助グループ支援マニュアル（平成22年度版）」（下記ウェブサイトに掲載）を参照いただきたい。

http://www8.cao.go.jp/koutu/sien/h22manual/index_pdf.html

たは連携を図っている自助グループの方」に加え、「被害当事者が運営する団体の代表者等」が参加している。当日の出席者の詳細については以下のとおりである。

<出席者（合計 48 名）>

- ・参加者：特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークに所属している被害者支援センターの支援員 17 名、及び当事者団体の代表者等 13 名
- ・講師：10 名（内閣府含む）
- ・内閣府：2 名
- ・オブザーバー：独立行政法人自動車事故対策機構 2 名
- ・事務局：特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 2 名
日本PMI コンサルティング株式会社 2 名

Ⅲ. 開催日時及び会場

平成 26 年 11 月 10 日（月）から 11 日（火）の 2 日間にわたって、機械振興会館（東京都港区）において開催した。

Ⅳ. プログラム

自助グループ運営・連絡会議は、図表 3-1 のプログラムにて進められた。

図表 3-1 平成 26 年度 自助グループ運営・連絡会議プログラム

◆ 1 日目：11 月 10 日（月）

項目	時間	テーマ	講師(敬称略)
オリエンテーション	12:30～ 12:40	会議の目的及び事業概要の説明	総合司会： 公益社団法人くまもと被害者支援センター 相談責任者 高橋 久代
	12:40～ 13:30	参加団体及び参加者の紹介	
説明	13:30～ 13:45	交通安全対策の現状等	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 交通安全対策担当参事官 福田 由貴
講義	13:45～ 14:45	事件・事故被害者への精神的支援	滋賀県立精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士
休憩	14:45～ 14:55	休 憩	
講義	14:55～ 16:45	被害者が自助グループに参加する 意義	特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 恵美子 公益社団法人被害者支援都民センター 犯罪被害相談員 中土 美砂、久保田 由枝子 ピアサポートこはる 代表 山根 和子

◆ 2 日目：11 月 11 日（火）

項目	時間	テーマ	講師(敬称略)
講義	9:30～ 10:30	被害者支援の歴史とその意義、 今後の課題 ～交通事故被害者の視点から～	特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 恵美子
休憩	10:30～ 10:40	休 憩	
分科会 (昼食12:00 ～13:00)	10:40～ 14:20	分科会 A:ファシリテーターについて (役割、人材育成、課題)	公益社団法人 いいがた被害者支援センター 理事・支援局長 中曽根 えり子 犯罪被害相談員 山後 晴雄
		分科会 B:自助グループ運営の課題	特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 堀河 昌子 公益社団法人いばらき被害者支援センター 理事・支援室長 森田 ひろみ
		分科会 C:自助グループの定義と意義	特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 恵美子 公益社団法人被害者支援都民センター 犯罪被害相談員 中土 美砂、久保田 由枝子 ピアサポートこはる 代表 山根 和子
休憩	14:20～ 14:30	休 憩	
まとめ	14:30～ 15:15	分科会報告及び意見交換	特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 堀河 昌子
閉会	15:15～ 15:30	総括・閉会	特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 堀河 昌子 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官 (交通安全対策担当)付 企画第2担当主査 久保田 恒美

※分科会 A 及び B は被害者支援センターからの参加者、分科会 C は当事者団体からの参加者を対象とする。

※分科会 A の内容は、模擬自助グループの実施、討議及び意見交換

※分科会 B 及び C の内容は、事前調査において挙げられた課題についての討議及び意見交換

V. 実施内容

1. オリエンテーション：会議の目的等の説明、参加団体及び参加者の紹介

公益社団法人くまもと被害者支援センター相談責任者の高橋久代氏より会議の目的及び事業概要についての説明、講師紹介が行なわれ、その後、参加者よりそれぞれの団体の紹介が行なわれた。

2. 説明：交通安全対策の現状等

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 交通安全対策担当福田由貴参事官より、「交通安全対策の現状等」についての説明が行なわれた。

3. 講義：事件・事故被害者への精神的支援についての講義

滋賀県立精神保健福祉センター所長であり、精神科医である辻本哲士氏より、「事件・事故被害者への精神的支援」についての講義が行なわれた。講義内容の要旨は、以下のとおりである。

○ 心的外傷（トラウマ）について

心的外傷（トラウマ）とは、「あやうく死ぬ思いをした」または「自分もしくは他人の身体の保全に迫る危険を体験した、または目撃した」といった時に、人が抱えるものである。心的外傷には、「正常ストレス反応」、「急性ストレス反応」があり、頭痛、不眠、混乱といったような症状が出る。犯罪に遭った被害者は、被害を受けた後、警察の聞き取り調査、周囲の反応やマスコミ等の対応で、心が傷つき、心的外傷を抱えてしまう場合が多い。いわゆる「二次被害」である。周囲からは「あなたにも非があったのではなかったのか」、「怪我しなくてよかったね」、「時間が解決してくれる」といった声をかけられる。周囲は良かれと思って声をかけるのであるが、それがかえって被害者を傷つけていくのである。

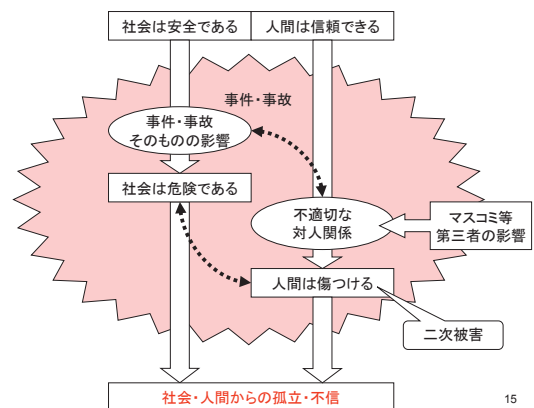
我々は、「社会は安全である。人間は信頼できる」という中で生きているが、事件・事故が起こると、「社会は危険である。人は傷つける」という考えが主流を占め、社会から孤

心的外傷(トラウマ)とは

- あやうく死ぬ、または重傷を負うような出来事、あるいは、自分または他人の身体の保全に迫る危険を、体験したり目撃したり直面すること(DSM-IV診断基準より)

突然に、しかも効果的な対応が不可能になるほどの力をもって、個人の心的防衛機構を破壊させる精神的打撃(個人的な心的外傷)とともに、人間関係の絆を断つほどの社会的・生活組織への打撃(集団的な心的外傷)をもたらす出来事

4



15

立し人間不信となる。事件・事故の後、世間では普通に時間が流れていくが、被害者にとっての時間は止まる。被害者は「誰にもわかってもらえない」といった気持ちになり、社会とのギャップが広がっていく。大切な人を亡くし、心の傷を負っている上、社会から孤立していく。見た目は普通であるが、生きていだけで精一杯である。周囲も、そんな被害者への接し方がわからない。これは、個人（被害者）が機能不全に陥り、また集団（周囲）も機能不全に陥っている状況である。この両方を支援していく必要がある。

○ PTSDについて

過酷な事件・事故により強いトラウマ体験をした上、不適切な対応をされると、ストレス反応が1カ月以上続く場合があり、それを「PTSD」と呼ぶ。PTSDには次の3つの症状がある。

- ①「再体験症状・想起症状」：苦痛な記憶がよみがえる。
- ②「回避症状・麻痺症状」：苦痛な出来事を思い起こさせる事物や場所を極力避ける。
- ③「過覚醒症状」：睡眠障害、イライラ、集中困難、警戒心、過緊張といった症状が出る。

被害者は、怒りや悲しみの感情をコントロールしづらくなったり、人の気持ち

に敏感になったりする。これは「過覚醒症状」の1つと考えられる。被害者は「自分が劣っているからではないか」と思いがちになり、医療従事者が「それは PTSD の症状である」と説明することにより、安心感を持ってもらえることもある。

うつ病、パニック障害、その他さまざまな精神障害を合併するのが PTSD であり、その発症には個人差があり、発現する症状や程度は、十人十色である。被害を受ける前は、家族、仕事、娯楽、友人もいた人生が、事件・事故に遭って真っ白になる。「なぜこんなことになったのか。誰が悪いのか。」多くは「自分が悪い人間だからこうなった」と自分を責め、「自分は生きていく資格はない」、「自分の人生は終わった」といった「うつ病親和的な心理」になる。PTSD 症状が出ると、周囲から乖離していく。話してもわかってもらえず、話す余計に傷つくため、どんどん話せなくなり、家庭内にも不和が起こる。そして「なぜこんな目に遭わなければいけないのか」、「誰

PTSDの3大症状

- 再体験症状・想起症状**
「不快で苦痛な記憶が繰り返しよみがえる」
出来事が突然思い出され、その光景などの感覚記憶がよみがえる(フラッシュバック)。悪夢にうなされたり、出来事を連想させるものに接すると苦痛感や不安感が高まる。
- 回避症状・麻痺症状**
「出来事に関することを避ける、感情が麻痺する」
出来事のことを考えたり話したりすることを避けたり、出来事を思い起こさせる事物や場所を極力避ける。
- 過覚醒症状**
「睡眠障害、イライラ、集中困難、警戒心、過緊張」
寝つかれない、イライラする、集中できない、警戒してしまう、物音や動きにひどく驚いてしまう、などの過敏症状。

人柄・性格が変わってしまう・・・

自罰的 <input type="checkbox"/> 自分が悪い人間だからこうなった <input type="checkbox"/> 何かできなかったか <input type="checkbox"/> 自分は生きていく資格がない <input type="checkbox"/> 自分は幸せになっはいけない <input type="checkbox"/> 自分の人生は終わった	他罰的 <input type="checkbox"/> どうしてこんな目にあわなければならないのか <input type="checkbox"/> 誰も私を助けてくれなかった <input type="checkbox"/> 人々は私を傷つける <input type="checkbox"/> 許さない、復讐する <input type="checkbox"/> どうにでもなれ、みんな不幸になれ
---	---

うつ病親和的

本人は被害にあったことを話さない

人格障害親和的

も助けてくれなかった、許さない」という気持ちになり、そしてまた、社会から孤立していくようになる。

交通事故や犯罪被害の場合、一番は「怒り」の感情であり、それをどこにぶつけたらよいのかが非常に難しい。生き残ったことの罪悪感を持ったり、「自分が死んだほうがよかったのではないか」と思ったり、亡くなった人の思い出が出てきたり、そういった意味では、うつ病とは異なる。

PTSD は、基本的に「忘れてしまいたい」ということであるが、悲嘆反応は「亡くなった人のことを忘れてはいけない」ということである。忘れたいが、忘れてはいけないという両方の思いを、どのように処理するか。この複雑性悲嘆については、どのように扱ってよいのか、治療をどのように行なっていけばよいのか、まだ定まっていない状況である。

○ 対応について

対応には、個人に対するものと、集団に対するものの2つがある。個人に対しては、こころの応急処置、集団に対しては二次被害の拡大防止のための対応である。個人に対しては PTSD の治療であり、それには薬物療法等も用いられることもあるが、まずは、命を救うことが重要である。次に衣食住を保障し、それからこころのケアである。これは、やはりまず警察がしっかりと対応

し、病院で治療を行ない、そして衣食住をきちんと保障する。それから、我々のような病院に来院することが重要なのではないかと思う。それぞれの相談機関が、連携して対応することが重要であると思っている。

人間不信に陥っている被害者や被害者の関係者に、なんとか「人は信頼できる」という安心感を持ってもらうためには、実務、家事、子育ての支援、情報提供、そして寄り添って話を聴くことが重要である。

複雑性悲嘆 (Complicated Grief)

(国立精神神経医療研究センター：中島聡美・伊藤正哉より)

- ・ 通常考えられるよりも長期間、つらく激しい悲嘆反応が持続し、日常生活に支障をきたしている状態
- ・ 死別後6ヶ月から14ヶ月以上経過しても持続している
- ・ 故人への思慕や没頭、分離の苦痛
- ・ 身体疾患や他の精神疾患につながりうる

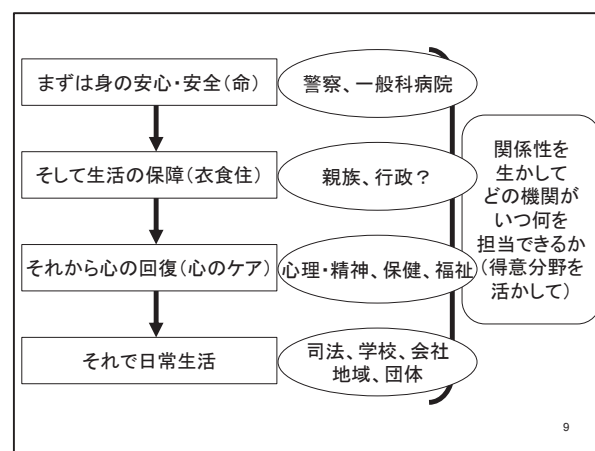
定義はまだ研究者の間でも定まっていない

49

PTSDの治療

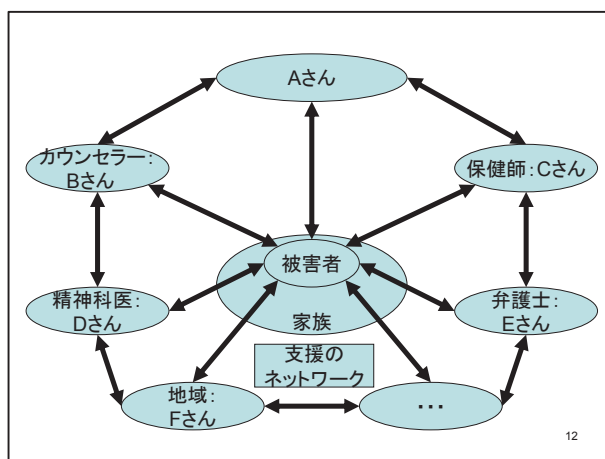
- ・ 薬物療法
抗うつ剤:SSRI・・・
抗精神病薬
睡眠剤・精神安定剤
β7ロッカー
- ・ 精神療法
- ・ 特殊な療法
PE(長時間集中暴露法)
EMDR(眼球運動による脱感作と再処理法)
認知行動療法
「心的ストレスは過去のもの」「今の安心感」

5



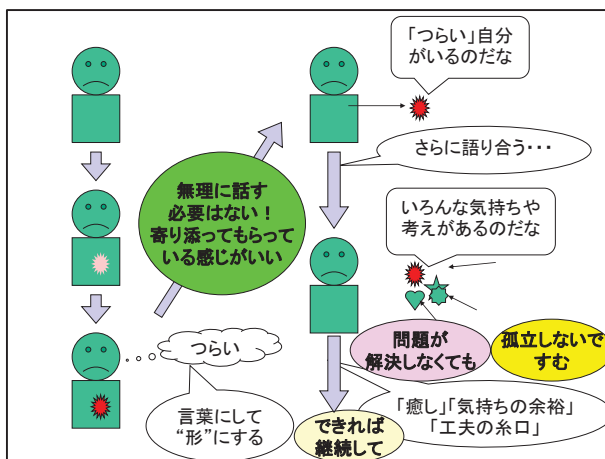
これらは専門性というよりも誠実性であり、人

としてできることを誠実に行なっていくしかないのである。支援者は、精神科医である必要はない。隣人、近所の人、誰でもよいのである。きちんと寄り添う気持ちを持ち、そばにすることができる人が最も重要である。被害者や家族に、人への信頼感が芽生え、「この人なら会ってみようか」と思える人たちが増える。そのようにして、支援が繋がっていくのではないか。そこから連携ができてくるのである。したがって、最初に支援を行なう人の存在が、初期対応において最も重要なのではないかと思う。



こころのケアとは、「被害者が話したいときに話したいことを普通に聴く」、「相手の立場・状況を推し量って、二次被害を起こさないよう配慮して」、「自分の心に生まれてくる感情を確かめながら、伝えたいことを丁寧に伝える」、「聴く、話す」より「寄り添う、孤立させない」というスタンスが重要であると思う。

ある人が、心のモヤモヤを「つらい」という形で外に出す時、「つらい自分があるのだな」と、つらさを客観的に見ることができるのである。さらには「いろいろな考えがあるのだな」と、癒し、気持ちの余裕、解決の糸口が見えてくる。問題が解決しなくてもよい。無理に話す必要はなく、誰か寄り添ってくれているという感覚があれば、より良いのである。そういう意味で、自助グループは最善の場である。自助グループでは、誰かが寄り添ってくれる。自助グループの参加者全員が、話さなくてもよい。「自分ひとりではない」という感覚を持つことにより、元気や勇気というものに繋がっていくのではないだろうか。被害者が、安心、安全、信頼感をいかに持てるかがポイントである。



被害者支援は、どこか 1 つの機関が行なえばよいというものではない。ネットワークの中で作っていくものである。犯罪被害者には、身体不調、PTSD、いじめ、経済的問題、家族不和など、いろいろなことがある。それらを 1 箇所だけで抱えることはできない。医療、福祉、司法、いろいろな関係機関がネットワークを作っていくことが重要である。事件が起こってからではなく、日頃からネットワークを作っておくことが重要であると思う。

○ 回復について

被害者は非常に感受性が強く、人間味にあふれているため、こちらの気持ちが見透かされていることがある。私も生身の人間として対応するため、やりとりが苦しい時もあるが、それと同時に、立派に立ち直ろう、社会でやっていこうとしている被害者に対し、尊敬の念を持っている。

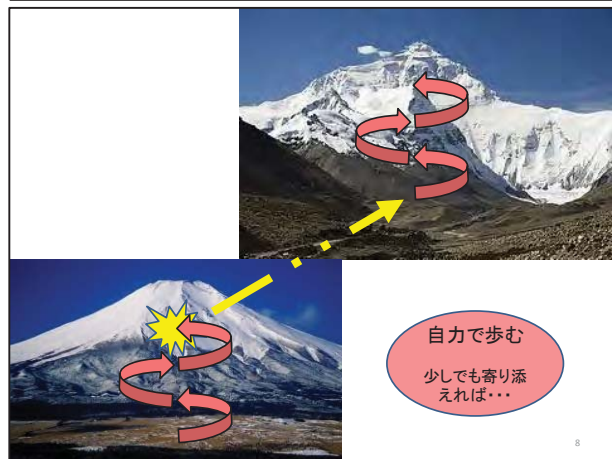
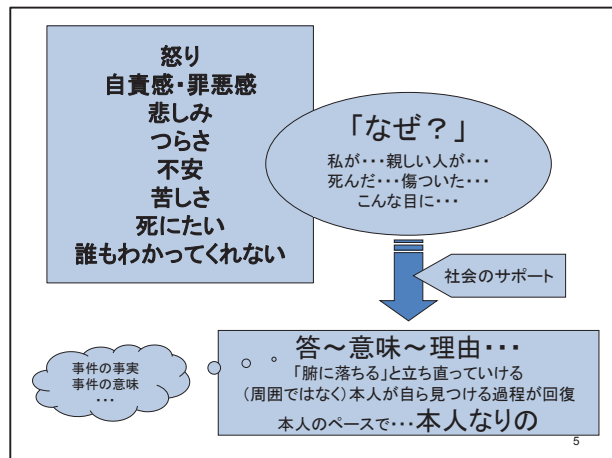
「“健康”を送って、“不健康”を追い出す。」相談支援とは、相談の中で相手の苦しい気持ちを聴き、こちらの健康な気を相手に与えることである。傷ついた相手は、こちらの健康的な気を受けた分だけ元気になるが、我々支援者は、その分不健康になる。もし支援者が不健康であった場合、不健康な気を相談者に渡してしまうことになる。これは支援者として、やってはいけない。したがって、支援者は自分自身が健康であり続けることが重要である。

怒り、苦しみ、傷ついた被害者は「誰もわかってくれない」という気持ちを持っている。その背景には、「なぜ」という問いが常にあるのだと思う。この「なぜ」に向き合い、揺らぎながら、しかし正しい思いを持ち、本人なりの立ち直りの意味や事件の事実、意味を考えているのだと思う。それを見つけられるように、我々はサポートすればよいのではないだろうか。

被害者は、事件・事故に遭うまでは人生という山を普通に歩いてきた。この山をこれからも歩いていくのだらうと思っていた矢先、事件・事故に遭い「この山を登っていくのではないのだ」と思う。そこで立ち止まる人もいる。右往左往しながら、しかし立ち直っていく人は、別の全く異なる山を見つけ、そこでまた一步一步登っていく。その山を見つけるのも、登るのも、被害者自身の力でしかないのである。少しでもそこに寄り添えることができれば、応援できれば、有難いと思っている。

支援者(応援者)として

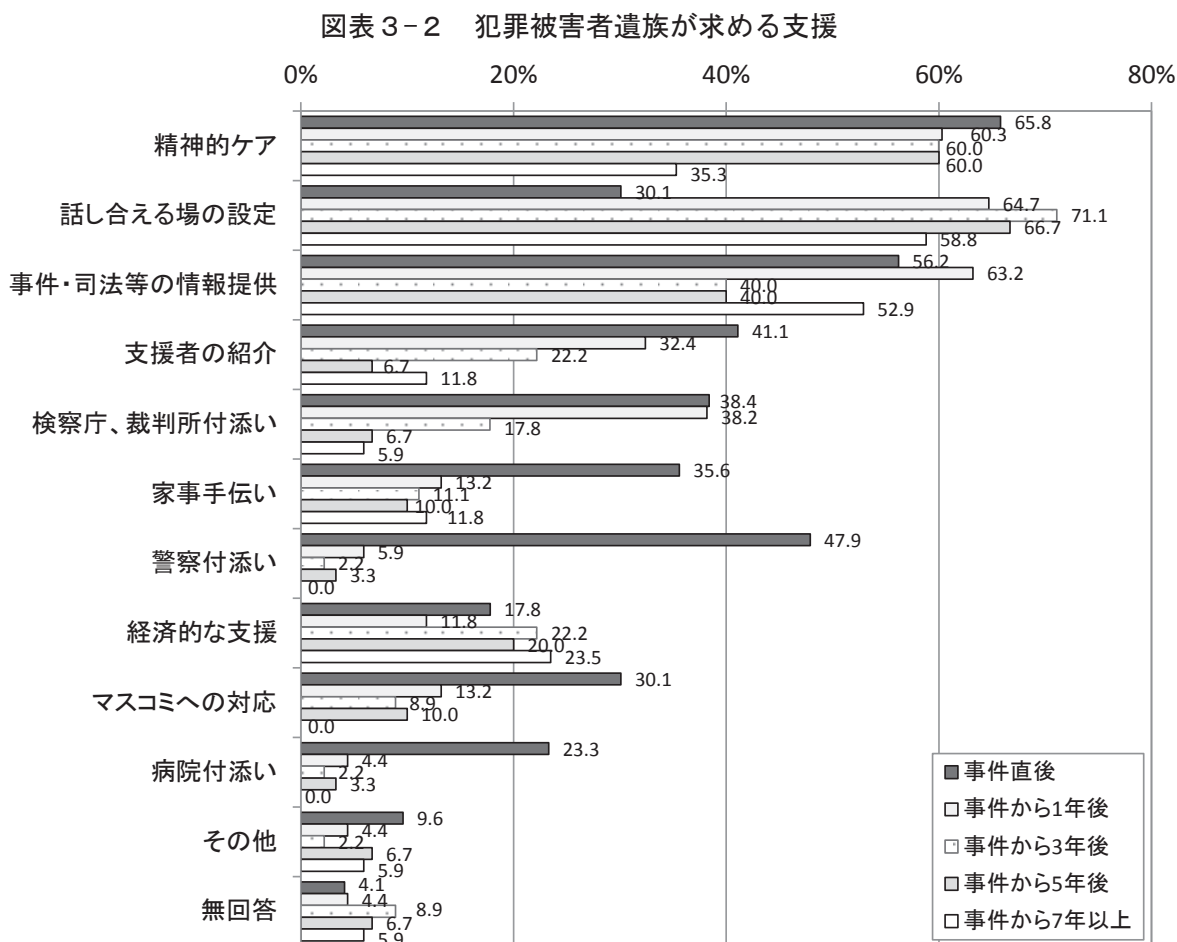
- 役に立っているか？
- 卒業⇔「傷つけた…嫌われた…」
- ヒトとして誠実に接する
(ただ医学的知識を持っているだけ…テクニックではない)
- 苦しい、しんどい
苦痛が伝わる→尊敬
- 健康であり続ける
自分の無力さ
二重遭難しないように
- “健康”を送って、“不健康”を追い出す



4. 被害者が自助グループに参加する意義

(1) 特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク 大久保恵美子顧問のお話

まず初めに、全国被害者支援ネットワーク顧問（平成 26 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員）である大久保恵美子氏より、自助グループ活動の重要性について説明があった。大久保氏は、平成 13 年度被害者支援都民センターにおいて実施されたアンケート調査を引用し、多くの被害者が、仲間内で話ができる自助グループの場を求めていると指摘した（図表 3-2 参照）。



出典：平成 13 年度 被害者支援都民センター調査

(2) 中土美砂氏、久保田由枝子氏、山根和子氏のお話

次に、被害者支援都民センターで開催されている自助グループにおいて、犯罪被害相談員として活動している中土美砂氏、同センターにおいて自助グループ活動を行なっている久保田由枝子氏、そして「ピアサポートこはる」において代表を務めている山根和子氏にご出席いただき、「自助グループに参加する意義」、「被害者の回復のために、自助グループはどうあるべきか」についてお話いただいた。その後、出席者を交えた質疑応答が行なわれた。

○ 中土 美砂氏

○ 自助グループに参加する意義

私は、平成16年5月9日、当時4歳だった次男を、前方不注視の車により亡くしました。現場には長男と三男がいて、事故を目撃していました。彼らの状態がどのようになっているのか不安でいっぱい、警察からもらった被害者支援の手引きに紹介されていた都民センターに連絡を取りました。都民センターでは、電話相談、面接相談、そして直接的支援として刑事裁判の傍聴にもついてきていただきました。そのような中で、時間をかけながらですが、自助グループに参加していくようになりました。

最初は話をすることができず、ただ他の方がお話する事件概要や今のお気持ちを聞く中で、自分の心の中にあっという間のいろいろな思い、怒りなどが、被害に遭うと起こってくるものだと思えることができました。事件の概要について、つらいながらも口にすることで、持っている苦しさやつらさを客観視でき、気持ちを整理することにとっても役立ったと実感しています。都民センターの自助グループは、交通被害だけではなく、殺人のご遺族の方もいらっしゃいます。大切な人を亡くしてしまったということは同じなのだという、視野の広がるような思いもありました。また、「自分だけではない」という気持ちを強めることができました。

私は「いのちのミュージアム」にも参加させていただいています。都民センターの自助グループでは、被害を見つめる時間として、一方、いのちのミュージアムの「生命（いのち）のメッセージ展」では、自分の子供が単に死んでしまっただけではなく、生き続けているという物語をもらったと思っています。私は支援センターの自助グループも充実させていきたいと思っていますし、当事者団体の方々も、グリーフケアを充実させながら継続して行っていただきたいと思っています。

先日都民センターのキャンペーンがあった時に、印象的な場面がありました。講演で一生懸命お話をしてくださった被害者の方に、都民センターの自助グループの方がかけ寄って励まされていました。皆でお互いを助け合っているという姿がとても印象的でした。会を開く時も、皆でいただくお菓子は当番を決めて買ってくるのですが、そういった役割を決めることで、責任感のようなものが生まれ、それが自助グループに足を運ぶきっかけになっているのではないかと思います。

○ 久保田由枝子氏

○ 自助グループに参加する意義

私は、平成10年3月、当時23歳の大切な息子を、突然、交通犯罪により奪われてしまいました。新潟県の町道で友人と立ち話をしていた息子は、飲酒運転、スピード違反の車に17メートルはね飛ばされ、「脳挫傷」、「第一、第二頸椎脱臼骨折」の負傷をし、家族にも看取られず地元の病院で亡くなってしまったのです。深夜、警察から電話があった直後から、私たち家族は大変なパニック状態に陥りました。病院で会った息子の頭には包帯が

巻かれ、血がにじみ出ていました。いつものようにただ眠っているという感覚しかなく、私は涙が出ませんでした。無言の息子を我が家に連れて帰り、葬儀などがすべて終わった後も、心身ともに落ち着くことはありませんでした。息子がいない現実には直面し、夜も眠れなくなるほど私たち家族は限界まで追い詰められました。精神的苦痛や身体の不調を抱えながらも、警察、病院、裁判の過程で、支援はありませんでした。悶々とした日々を過ごしていた時、新聞の編集手帳という欄で、大久保さんのことを知り、閉ざされていた真っ暗な心の中に一筋の光が見えました。話がしたいという衝動に駆られ、大久保さんに連絡を取り、被害者支援都民センターを知ったのです。

都民センターの自助グループには、被害の種類は違いますが、犯罪に遭った被害者遺族として、同じような体験や共通の痛みを抱えている者同士が集まっています。この自助グループ活動は、私が唯一心のまま息子を想い、怒りや悲しみを素直に表現することができる場所です。犯罪に遭った大半の被害者遺族は、私を感じたように、孤立感を体験させられ、さらに自分を責め、自分の無力さを痛感させられます。そのような時に、自助グループで気持ちを共有する仲間ができたこと、一緒に泣いてくれた仲間がいたこと、さらに安心できる支援者がいたことは、とても有難かったです。安全な場所で、安心して自分の気持ちを吐き出したことによって、私は私らしさを回復し、だんだん立ち直ることができたと思います。自助グループの被害者遺族の一人一人が、立ち直りの時間、回復過程がそれぞれ違っていいのだということを実感しながら、お互いに痛みを乗り越えるために支え合い、行動し続けています。また、新しい被害者が私のような年数を経た被害者を見て、少しずつ回復できることを知り、生きていく自信につながればと、私自身心から願っています。

○ 被害者の回復のために、自助グループはどうあるべきか

私は自助グループに参加した経験から、自助グループの必要性を感じています。私のようなつらい思いは、もう誰にもさせたくないという気持ちから、講演に行ったり、交通刑務所の教育プログラムなどに参加させていただいたりしました。被害者の立場と支援者の立場の両方で努力していけたらと思います。

私の住む国分寺市では、犯罪被害者等基本法に基づく条例があります。国分寺市でも、被害者が気軽に話せる場所があればと思い、市に相談したところ、市の施設の談話室を利用させていただけることになりました。今では、都心から離れた多摩地区の自助グループの拠点として機能しています。市が安全、安心な場所を提供してくれたことは心の回復にもつながっており、時には市の職員の方々も参加し、私たち犯罪被害者の生の声を前向きに聞いていただいています。立場が違って、同じ人間として心が通い合い、私たち被害者の理解者として感じることができます。気持ちが楽になり、穏やかになれるのです。今年10月には、自助グループの仲間が国分寺市の犯罪被害者等支援講座で「犯罪被害者等が人間らしい生活を取り戻すために」というテーマで講演を行ないました。市の行事に講演

者が協力し、新聞の多摩版にも大きく取り上げられました。

被害者に対し、早期の支援を行えば、被害者の回復に大きく役立ちます。犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう、関係機関との連携に努めることが重要です。地域の自治体は、多くの情報を持っています。私たちも被害者支援のために自治体と連携し、共に良い成果が得られるよう協力していく必要があると思います。

○ 山根 和子氏

○ 被害者の回復のために、自助グループはどうあるべきか

私は、山口県で「ピアサポートこはる」という自助グループを立ち上げ、代表を務めております。2000年7月2日、私は当時4歳だった娘を、酒気帯びの加害者にひかれて亡くしました。私は同じ被害者の方たちと話をしたい、きょうだいを亡くして途方にくれていた息子をどうにかしたいと思い、いろいろな団体を探しました。「遺された親たち」という本と出会い、その中で大久保さんのお話や子供を亡くされた遺族の方々のお話を読みました。全国交通事故遺族の会という団体も紹介されており、思い切って電話をしました。支援センターを各地で今から立ち上げようかという、そんな時期でした。遺族の会で私は救われました。

山口で自助グループを立ち上げる中で、生命のメッセージ展の代表の方や、井上郁美さんとの出会いがあり、また、いろいろな人たちとの出会いがあったからこそ、ここまでやってくることができたと思っています。支援というのは、誠実さだと私は思っています。支援の中で重要なものに、自助グループがあります。自助グループがあるから、同じ思いをする人たちと話ができる。私自身もそうであったように、被害者は「同じ思いをしている人間と話したい」、「どうやって生活しているのか」、「いつも泣いてばかりだけれどこれでいいのだろうか」ということを知りたいと思っています。

国分寺市の例のように、自助グループが、その地域で、行政と一緒に支援活動を広げていくことも、重要であると思います。自助グループの被害者が、次の被害者の相談に乗り、支援活動のために動いている例もあります。人とのつながりや連携を大事にしながら、いろいろな自助グループがそれぞれの支援活動を続けていくことが重要であると感じています。

(3) 質疑応答

質問1：自助グループの参加者が少ないのですが、どうすれば多くの方々に参加していただけるようになるでしょうか。

回答：

① 支援センターの職員の姿勢と参加者の役割

- ・中土美砂氏：都民センターでは、相談員やボランティアの方々が、自助グループを本当に大切に思っています。そこには、「支援センターと自助グループは両輪である」という思いが、職員一人ひとりの根底にあるのではないかと感じています。さらに、自助グループに参加の方々は、グループの中で茶菓子を持ち回りで購入してくるなどの役割を持っています。そのような役割を持って会に集うことが、参加への大きな原動力になっているのではないのでしょうか。

② 支援センターの職員の心配りと自助グループメンバー同士の絆

- ・久保田由枝子氏：都民センターの支援者の方々は、私たちに対して、心から接しているのがわかります。久しぶりに会った時などは、「元気でしたか？」と声をかけてくれます。そういう心配りがあると、本当に嬉しく、「来てよかったな」と思えるのです。自助グループのメンバーの間では、「私たちは同じ仲間だ」ということを、とても強く意識していると思います。仲間ですから、「なんでも話せる」という安心感があり、何時間も話し込むことがあります。そういった仲間の存在は、とても大きいと思います。

③ 支援員が温かく迎えてくれる安心感が重要

- ・山根和子氏：自助グループの支援員に温かく迎え入れられると、被害者は安心します。そこへ行けば、誰かに会えるといった気持ちを持ってもらうことが大切ではないのでしょうか。そういう点から、支援員やファシリテーターの役割は、とても重要であると思います。

質問2：自助グループの参加者に、研修会等で話してもらう時のタイミングや、話してもらった後のケアについて、教えてください。

回答：

① 時間をかけて少しずつ。無理強いしない

- ・大久保恵美子氏：自分の被害体験を語ったり、文字にしたりすることは、自分自身の立ち位置を整理するという意味で、非常に意味のあるものです。しかし、いきなり長時間話すことは難しいので、最初は5分間、次に15分間、その次には1時間といったように、時間をかけて、少しずつ話をしてもらうようにすればよいのではないのでしょうか。気をつけなければいけないことは、人はそれぞれ異なるということ

です。人前で話せる人、話ができないけれども文章であれば書ける人、社会に訴えたい人、静かにして欲しい人など、さまざまです。そういった一人ひとりの違いを十分に見極めて、お願いすることが非常に重要です。また、無理強いは避けなければなりません。話せる人であっても、時期によって気持ちに波があります。支援者は、その点についてきちんと把握すること、また被害者は無理だと思ったら「できない」と断る勇気を持つことが必要です。

② 支援者からのケア

- ・久保田由枝子氏：私の場合、人前で話す機会は比較的早くやってきました。原稿を書いている時でも、涙が溢れてきましたが、読む時に、大久保さんがそばにいてくれて、「読めなくなったら私がそばにいるから」と言ってくださいました。話を終えた後は、すがすがしいというか、安堵した気持ちになったのを憶えています。人前で話をするのが、息子への手向けになるのではないかと思い、今まで続けてきました。

③ 適切な時期・場所の見極めと講演後のケア

- ・山根和子氏：講演等において話をしてもらう時は、初めは5分間、次は10分間といったように、少しずつ話してもらっています。また、「この人は警察に訴えたいのだな」、「この人は今、学校だったら話せるかな」など、その人にとっての時期や場所を感じ取るようにしています。話をしてもらった後は、おしゃべりをしたり、お茶を飲んだり、クールダウンして帰ってもらうようにしています。

5. 講義：犯罪被害者支援の歴史とその意義、今後の課題～交通事故被害者の視点から～

大久保恵美子氏より、「犯罪被害者支援の歴史とその意義、今後の課題～交通事故被害者の視点から～」についての講義が行なわれた。講演内容の要旨は、以下のとおりである。

○ 犯罪被害者支援に携わったきっかけ

私は平成2年、当時18歳だった長男を飲酒ひき逃げ事件で奪われた遺族でもある。この会議の中では、多分最も年数を経ている遺族ではないかと思うので、被害者支援が日本の中でどのように進んできたのかについて話をしたい。私が被害者になった当時は、まだ日本では「被害者支援」といった言葉もなく、犯人が逮捕されたことはもちろん、刑事裁判が開始される時期なども教えてもらえず、私は絶望感しか感じるができなかった。裁判が始まり、その場で被告人は「酒は飲んでいたが、まともに運転をしていた。被害者にぶつかるまでは、どこにもぶつからなかった」と、まるで息子が勝手にとび込んできたかのような発言をし、裁判官も検察官も誰も何も言わない中で、私は非常に悔しかった。判決は1年6か月の実刑であった。当時は重かった判決内容であるが、それを報じる記事の隣に、窃盗を犯した罪に懲役4年の刑が下った記事が載っているのを見て、あまりにも命が軽んじられていると、非常に情けなく思った。

知り合いのアメリカ人弁護士に連絡を取ると、アメリカで配付されていた被害者に関するパンフレットとともに、心温まる手紙が送られてきた。私はアメリカに行き、MADD (Mothers Against Drunk Driving 「飲酒運転に反対する母親の会」) を訪問した。その時、被害当事者が社会で法改正を訴え、講演にも出向いていること、また、被害者が被害者の裁判の傍聴支援をしたり、相談を受けたりといった支援を行なっていることについても知った。自助グループを立ち上げることを勧められ、帰国して自助グループを立ち上げた。それと同時に、警察庁で被害者支援について検討しているという担当者に連絡を取り、被害者を取り巻く理不尽な現状や被害者には何の権利もないということを訴えた。

○ 動き出した被害者支援

その担当者（現内閣府大臣官房審議官 安田貴彦氏）に、犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウムに招待された。そのシンポジウムのシンポジストの1人が、東京医科歯科大学山上皓教授（当時）だった。山上先生は、法制度も含めた被害者支援の必要性を訴えていた。私は、被害者の現状、支援の必要性について発言し、被害者支援のためなら協力を惜しまないと、会場で訴えた。その後、山上先生は研究室の中に「犯罪被害者相談室」を創設してくれた。さらに、警察庁が犯罪被害者対策要綱を作成し、全国の警察に展開した結果、被害者支援は日本社会に広がり始めていった。この警察の取組がなければ、日本の被害者支援は現在のように進んでいなかったのではないと思う。

平成12年3月、「被害者支援都民センター」が発足し、私は被害者支援に専念しようと決心した。そして、全国でも支援センターが立ち上がり始めた。その後、犯罪被害給付金制度が改正され、法令の中に「民間支援団体と連携を図り被害者の被害回復を図る」とい

う項目が加えられた。ようやく、被害者から相談電話がかかってくるのを待つだけの支援センターの体制から、警察から連絡を受けて、支援センターから被害者の元へ出向くという、犯罪被害者等早期援助団体の制度ができあがったのである。

ある犯罪被害者の方を支援した時、その方のために新しい住居を探す必要があったため、自治体に住宅を貸してくれるように依頼した。自治体の担当者から「災害や火事に遭った際には、条例に明記されているため、すぐに住宅を準備することができるが、犯罪被害者の項目がないため、無理だ」と告げられた。私は、被害者の基本法が必要だと切実に思った。その後、犯罪被害者の会の方たちの努力と、国会議員のご尽力で、平成16年「犯罪被害者等基本法」が制定され、また平成17年12月には「第一次犯罪被害者等基本計画」が策定された。

平成13年に開催された全国被害者支援ネットワーク主催の被害者支援フォーラムには、当時の小泉総理大臣が祝辞を述べに出席してくださり、平成23年には秋篠宮殿下、同妃殿下にもご聴講いただいた。私が最初にこのフォーラムに出席した平成3年には、当事者さえいなかったが、この20年間で総理大臣や皇族の方に来ていただけるものになったのだと実感した。被害者支援については、被害者から見ると、まだまだ足りないことだらけかもしれないが、振り返ってみれば、よくぞここまで進展したなというのが私の感想である。

○ 地域社会における被害者支援の充実

被害者が講師となって中学校や高校に行き、被害者支援の必要性や亡くなった命の大切さを実感として受け止めてほしいという目的で、警察庁が主催している講演会がある。被害者の体験談を聴いた生徒たちの反応は、被害者支援を広めるためのビデオを作成したり、家族や友人と話し合ったりと、さまざまな効果を上げている。中には、「どんな状況にあっても人をいじめたり、『死ね』というような言葉を簡単には絶対にかけたりしてはいけないのだということがよくわかった」や、「これからは自分の命を大切に生きていきたい」というような感想もあり、講演は、子供たちがより良い社会を構築するための大きな一助になっていると感じている。このような活動は大切にしていかなければならない。

より充実した被害者支援のために、主に3つの課題があると感じている。1つ目は、各支援機関の連携体制の構築である。被害者が早期に、居住する地域において支援している機関とつながるため、関係機関は連携しなければならない。民間支援センター、自治体、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所等の関連機関の連携の充実が急がれる。こころのケアも非常に重要な課題ではあるが、被害者の平穏な生活の再構築、社会復帰への支援のため、関係機関には協力、連携していただきたい。2つ目は、自助グループの立上げである。支援センターが支援の一環として運営している自助グループをはじめとして、被害当事者団体が立ち上げている自助グループにも働きかけをし、連携していけるような関係づくりが必要である。3つ目は、被害者の権利を守る憲法や法律を作ることである。現在の刑法は、被疑者被告人の権利を守ることに重点が置かれ、被害者の権利を守るという

意味では、まだ不十分であると考えている。行政や地域社会に向けて、被害者の権利も重視する刑法の確立を訴えていかなければならないと感じている。

○ おわりに

私が被害者支援活動に携わってきた24年間、人と人との繋がりによって、ようやくここまで来ることができたと思っている。周りを見渡せば必ず協力してくれる人がある。今、それぞれの地域で被害者支援の活動を行なっている人には、そのような人を見つけて、自分の信じる道を進んでいってほしい。人生の山を登っていて被害に遭ってしまった場合、登る山を変えざるを得ない。被害者支援に関わらないことも一つの生き方、なんとかしようとするのも一つの生き方である。どちらを選択しようとも、自分の信じる道を、自信を持って歩いていけば、後悔することはたぶんないのだと思う。時には気分転換しながら、力の続く限り被害者支援を継続していただきたいと思っている。